

IPv4 アドレス移転申請書(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)

株式会社台帳

私、(以下、移転先)は JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(他レジストリから JPNIC への移転用)」および以下に記したすべての事項(「事前確認事項」)に自ら同意した上で、移転元との移転を申請いたします。また、移転先は、移転元から事前確認事項についての同意を取得のうえ、当該移転元との合意の存在を JPNIC に保証いたします。なお、JPNIC が移転先に求めた場合には、移転先は移転元および本移転申請に係る IPv4 アドレス空間の移転についての移転先と移転元の合意を証する書面を提出し、

記入例

1. 移転先は、「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」に従い、対象 IPv4 アドレス空間を効率的に使用すること。
2. 移転先は、JPNIC に対するアドレス維持料等の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金を支払うこと。
3. 移転元および移転先は、移転申請時点で対象 IPv4 アドレス空間について、管理下の割り当て先も含めて、いかなる紛争にも関わっていないことを保証すること。
4. 移転先は、前 3 項にもかかわらず、IPv4 アドレス移転申請提出後、移転先が移転予定日までの間に紛争に関わるようになった場合、紛争の内容を JPNIC へ報告すること。
5. 移転日後に対象 IPv4 アドレス空間に関して、移転元と移転先間、移転先と第三者間、移転元と第三者間、または移転元および移転先と第三者間で、いかなる紛争が発生または発覚しても紛争当事者間で解決することとし、JPNIC は一切紛争に関与せず、かつ、それに伴う責任も一切負わないこと。なお、本移転申請に係る移転について、移転元または第三者が、JPNIC に対して、苦情の申立、異議の申立、訴訟の提起その他のいかなる請求を行った場合であっても、移転先がその責任と負担で解決するものとし、これらの請求により JPNIC に損害が生じた場合には、移転先がその損害を補償すること。
6. JPNIC は、「IPv4 アドレス移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従い、JPNIC からあらかじめ通知した移転予定日以後は、いかなる事情によっても、移転元、移転先および第三者からの移転の取り消しの要請には応じないこと。
7. JPNIC は、移転結果の履歴を JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」で定める形式および方法に従い公開すること。
8. JPNIC は、対象 IPv4 アドレス空間が、JPNIC 管理下の PA アドレスである場合に、移転申請日前に行われた当該 PA アドレス空間範囲内の割り当て報告が、移転日以後には引き継がれることを保証しないこと。
9. JPNIC は、「IPv4 アドレス移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従うこと。移転元および移転先は、移転申請書に記載された事項に準じて、移転対象レジストリ(以下「対象レジストリ」)の承認・不承認に関する責任を JPNIC は一切負わないこと。
10. 移転元の申請処理および登録情報の更新は、移転対象レジストリが責任を担い、JPNIC は一切その責任を負わないこと。
11. 本移転申請の処理にあたり、移転対象レジストリまたはその他本申請の処理に関わるレジストリからの情報の提供(情報の不正確性や提供の遅延等を含む。)に起因する問題の責任を JPNIC は一切負わないこと。
12. 対象レジストリの承認を確認できない場合、本移転申請が JPNIC の定義する「移転可能」に該当しない場合、JPNIC は、当該移転の処理を進めることはできないこと。移転対象レジストリの承認・不承認に関する責任を JPNIC は一切負わないこと。
13. 「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」に基づき、移転先は、JPNIC に移転可能アドレスサイズの通知を受けるための申請をし、JPNIC から通知を受けていること。なお、JPNIC は移転先に通知した移転可能アドレスサイズを超えるアドレス移転の承諾を行わず、かつ、その責任を JPNIC は一切負わないこと。
14. 移転先は、所定の手数料の支払いを行うこと。また、その支払いが確認されるまでは JPNIC は移転申請の承諾を行わず、かつ、その責任を JPNIC は一切負わないこととする。
15. 移転対象レジストリの判断により、移転が不成立になった場合、JPNIC は受領済みの手数料を返還する義務を負わないこと。
16. JPNIC は、移転対象レジストリによる手数料の請求、および、移転元または移転先から当該レジストリへの支払いには関与しないこと。また、移転元または移転先から移転対象レジストリへの支払いの如何に関わらず、移転先は第 14 項で定めた条件の遵守が求められること。
17. JPNIC 側の判断により移転が不成立になった場合、移転元または移転先が移転申請に伴い移転対象レジストリに対して支払った手数料について、JPNIC は当該レジストリに対してその返還を求める義務を負わないこと。
18. 本申請書は、日本法に準じて作成されたものであり、日本法に準じて一切の紛争を解決するものとする。

同一の組織名となっていることを確認してください

(移転元)の管理下として移転対象レジストリのデータベースに登録されている IPv4 アドレスを記入

対象 IPv4 アドレス空間が現在管理されているレジストリの正式名称または略称を記入

203.0.113.0/24

ARIN

◆対象 IPv4 アドレス空間: \_\_\_\_\_ ◆移転対象レジストリ: \_\_\_\_\_

◆移転可能 IPv4 アドレスサイズ: 256 通知番号: 7777777

事前に JPNIC から受領した、移転可能 IPv4 アドレスサイズの通知内容を記入

◆移転後の「対象 IPv4 アドレス空間」の管理種別: 下記□のいずれかに□を入れてください。

移転先は PA アドレスとして管理する

移転先は PI アドレスとして管理する

(割当て) (IPv4 アドレス管理) \*IP アドレス管理に必要です

(自組織への割り当て) \*プロバイダ非依存) 締結が必要です

該当するほうの にチェック

契約者情報の登録内容と一致する組織名および代表者氏名を記入

(移転元) Japan Registry Inc. (日本レジストリ株式会社)

移転元組織名

(移転先) 株式会社台帳

移転先組織名

移転対象レジストリでの契約組織名を記入。日本語の組織名がある場合には併記してください

台帳 花子

台帳 管之助

移転元組織担当者氏名 廉治 須取男

連絡先 電子メールアドレス regi@example.org

移転先組織代表者氏名

移転先組織担当者氏名 連絡先 電子メールアドレス manage@example.co.jp

印鑑証明書と同じ印影の印を押印

印